

部内資料

No.

融資制度問答集

昭和 55 年 9 月

国際協力画事業部

企画

80-8



| | | |
|---------|-----------|------|
| 國際協力事業團 | | |
| 金 | 55.19.289 | 0.00 |
| 登 | N. 14180 | PL |

備註

(問1) 事業団が実施している融資制度の資金の種類について教えて下さい。

(答) 事業団には、日本の民間企業が海外で事業を行う際に必要な資金の融資を行う制度があり、大別すると(1)開発施設整備資金と(2)試験的事業資金の2種類になります。

(問2) 開発施設整備資金とは何ですか。

(答) 一例として、我が国の企業が海外に工場を建設し、現地で生産を行う場合、工場周辺の道路、橋、病院、学校といった基盤施設が未整備であるために現地側から、これらの整備を要請されることがあります。

また、現地側からの要請がなくても、工場進出に当って、周辺地域住民との融和を図るために、進出企業側が積極的にこれらの基盤施設の整備を行うこともあります。

このように本体事業(工場等)に開発して周辺地域(住民)にとっても、有用である施設の整備(融

(1) JICA LIBRARY



1033777(2)

資具体例(下記)に融資するための資金です。

(関連施設整備具体例)

道路、橋、桟橋、バース

学校、教会、モスク、集会所、公民館、公共市場

病院、診療所

運動場、スポーツ施設、プール

通信施設、給水施設、消防施設、井戸、用水施設

駐行場

(問3) 関連施設整備事業に対する融資条件をお聞かせ下さい。

(答) 原則として、事業規模が20億円以下の場合、金利は0.75%です。このうち規模が1億円以下であれば、全額を事業団から借り入れることができます。1億円～20億円の規模についての融資比率は70%になります。たとえば、事業規模が20億であるとすると、融資限度額は1億円プラス16億円×70%＝11億2000万円で計15億2000万円に

なります。20億円から30億円の場合には一律70%になります。たとえば25億円の事業規模であれば
 $25\text{億円} \times 70\% = 17\text{億}5,000\text{万円}$ ということになります。金利は2.0%～3.5%の間です。償還期間は20年以内で、そのうち据置期間は5年以内となっています。開設施設整備事業の融資条件を一覧表にまとめれば次の表の通りです。

| 開設施設整備事業規模 | 20億円以下 | | 20億円超へ 30億円 |
|------------------|-----------------|------|----------------|
| | 2億円まで | 2億円超 | |
| 融資比率 | 100% | 70% | 一律 70% |
| 金 利 | 0.75% | | 2.0%～3.5% |
| 償還期間 (うち据置期間) | 20年以内 (5年以内) | | |

(注) 特に必要があって、30億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めることになっています。

(問4) 試験的事業資金とは何ですか

(答) 例えばある国において、今まで全く栽培されたこと

とのない作物を栽培するとか、あるいは住宅建設においてこれまで利用されずにおかれただ當地産の材料をつかってロー・コストハウスを建設するといった具合に、本格的事業としていきなり乗り上げるには、技術的、資金的にリスクが大きいものについて、パイロットファーム等の如く技術の改良、開発とあわせて、ごく小規模・試験的に事業を行う場合に融資するための資金です。

(試験的事業具体例)

試験栽培——インドネシア（草薙、タバコ、紅茶、キマツサバ）

フィリピン（飼料作物）

試験造林——パプア、ニューギニア（ユーカリ、アガシア）

タイ（飼料）

未利用樹開発——インドネシア（ロー・コスト・ハウス）

巴拉グアイ（肉牛繁殖改良）

(問5) 試験的事業に対する融資条件についてお聞かせください。

(答) 原則として事業規模が3億円以下の場合、融資比率は100%、金利は0.75%となっています。3億円～15億円以下の規模の場合には融資比率は75%、融資限度額は $15\text{億円} \times 75\% = 11\text{億}2,500\text{万円}$ となります。金利は2.5%～3.5%です。(いずれの場合も償還期間は20年以内で、うち据置期間は5年以内です。ただ、長い期間を要する造林とか基盤整備とかについてだけは、償還期間を30年以内、うち据置期間を10年以内まで延長できることになっています。試験的事業の融資条件を一覧表にまとめれば次の表の通りです。

| 試験的事業規模 | 3億円以下 | 3億円～15億円 |
|------------------|-----------------|------------------------------------|
| 融資比率 | 100% | 一律 75% |
| 金利 | 0.75% | 2.5%～3.5% |
| 償還期間 (うち据置期間) | 20年以内 (5年以内) | (造林及び 基盤整備) 30年以内 (10年以内) |

(注) 特に必要があつて、15億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めることになります。

(問ク) 試験的事業であっても事業團の融資の対象とならない分野はあるのでしょうか。

(答) それはあります。事業團の融資対象とならない分野としては、(1)工業関係は、立地条件等により技術的に左右されることが殆どないという理由で試験的事業の対象から外されています。また、(2)鉱業関係についても、石油、天然ガス関係は石油公司、金属金物關係は金属事業團が、それぞれ融資を担当しているため、事業團の試験的事業の融資対象とはなりません。従って鉱業關係での試験的事業の対象は非金属金物に限られます。

(注) 水産業については、試験的事業のみならず、事業團の投融資対象から全て除外されています。

(問ク) 試験的事業に対しては出資も認められているようですが、この点について説明して下さい。

(答) その試験的事業が国策上特に重要であり、事業計畫の内容が適切でありかつ、融資に代えて出資しな

ければ当該事業の達成が着しく困難であると認められる場合に限り出資を行うこととなっています。

従って、実績としては、ナショナルプロジェクトの自ら農業開発協力事業のみです。

(問8) 他の政府系金融機関からの融資等との関係はどのようになっているのでしょうか。

(答) 事業団の融資には次の条件が課せられています。

1) 関連施設整備事業に対する融資

イ 開発事業本体に関し、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、石油公社、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は国際協力事業団のいずれかからの貸付け、債務の保証又は出資があること。

ロ 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金からの融資が困難であると認められること。

2) 試験的事業に対する融資

日本輸出入銀行及び海外経済協力基金からの融

資が困難であると認められること。

これらの要件は他の政府関係機関との一体性を確保するために付された条件でありまして、相互協力関係を示しているといえます。特に日本輸出入銀行及び海外経済協力基金との関係は上述のとおりかなり深いものとなっております。

(問 7) 事業を行う国はどこでもよいのでしょうか。

(答) 経済協力開発機構（OECD）の委員会のひとつである開発援助委員会（DAC）の定めに開発途上国（地域）（別紙参照）を対象としています。

(注) 事業用法上は、農林業及び鉱工業の開発事業の対象地域については、開発途上地域等となっていますが、これは開発途上国以外の先進国でも、例えばオーストラリア、カナダなど今後開発輸入の可能性のある国をも対象にできるようにしたものですが、しかし、現状の運用では、対象地域としておりません。

D A C による開発途上国(地域)一覧表

| | |
|----------------------|------------|
| セントピニール良ひ ミクロン | オセアニア |
| トリニダード・トバゴ 西インド諸島 | クリック諸島 |
| モルディブ | ブイギー |
| 南米 | ギルバート諸島 |
| アルゼンチン ボリヴィア | フランス領ポリネシア |
| ブラジル チリ | ナウル島 |
| エクアドル エクアドル | ニュー・カルドニア |
| スマラガス諸島 | ニューヘブリディス |
| フランス領ギアナ | ニカラグア |
| ガニアナ パラグアイ | パシフィック諸島 |
| ペル スリナム | バフアニエギニア |
| ウルグアイ ヴェネズエラ | ソロモン群島 |
| の の | トケラワ諸島 |
| ヨーロッパ | トンガ |
| サイアラス ジブラルタル | トリニティ・トバゴ |
| ギリシャ マカルタ | カリブ海 |
| スペイン トルコ | モルガナ |
| エストニア の | モロッコ |

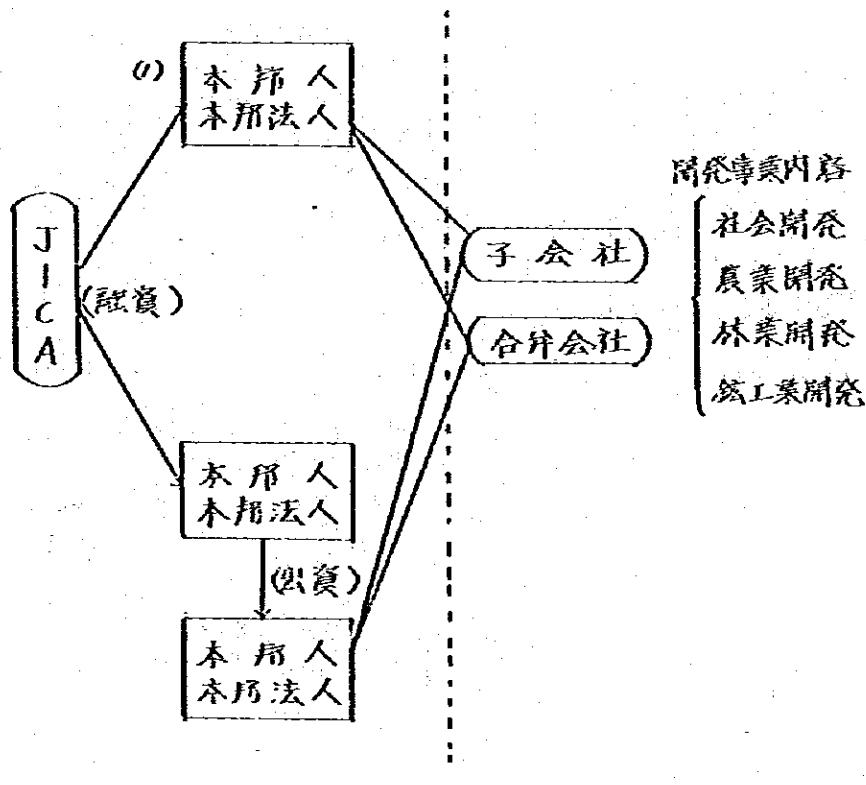
(問10) だれでも融資を受けられるのですか。

(答) 融資を受けられるのは、原則として本邦人、本邦法人で、下記のいずれかのケースに該当することが条件です。

従って、現状は、原則として、直接現地企業には融資できません。

(日本)

(海外)

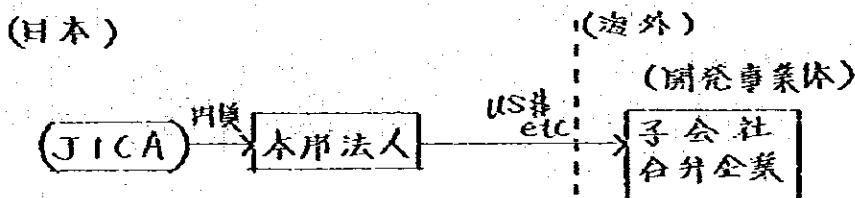


(問11) 事業団からの融資を受ける際に、現地への出資比率の最低限度といったものはありませんか。

(答) 出資比率について最低限度といったものは決められておりません。ただ、あまり出資比率が低く、現地で計画どおり開発事業を遂行させるだけの発言力が持てない場合は問題となります。

(問12) 融資は円建てでなく外貨建てで実行できませんか。

(答) 現在のところ円建て融資のみです。従って事業団が本邦法人に融資した資金を、本邦法人から現地の開発事業体（子会社・合弁企業）に転貸することになります。



(問13) 転貸する際の融資条件に制限はありますか。

(答) 國際協力の一環として長期・低利の融資を行なっているわけですから、できる限り事業団の融資条件に沿って転貸されることが望ましい。転資金利について言えば事業団融資金利に銀行保証料、海外投資保険料を加えたもの程度にすることが適当と思われます。

(問14) 融資を受ける際の担保等について教えて下さい。

(答) 事業団から融資を受ける場合には、原則として銀行の保証が必要になります。また必要に応じて物的担保を要求される場合もあります。

これまでの実績では、都市銀行、地方銀行、相互銀行からの保証を受入れていますが、物的担保を繳した事例はありません。

(問15) 一度融資を受けて、また融資が必要となつた場合、追加融資は可能ですか。

(答) それは可能です。関連施設整備の場合ですと、例えば、当初は砂利舗装の事業計画に対して融資を受け、次にアスファルト舗装の事業計画を立てて、これへの融資申請をしたような場合です。また、試験的事業の場合、融資を受けた後数ヶ年を経過しても、なお試験的事業を継続して行うことが必要な場合です。しかし逆に、試験的事業が成功して、本格的事業に移行した場合には、事業用の融資対象としないことは言うまでもありません。

(問16) あるプロジェクトに日本の複数の企業が合弁会社を設立して参加する場合、融資はどういうにはされるのですか。

(答) それらの企業が出資比率等に応じて資金負担する場合は、その割合で各企業にそれぞれ貸付けることも考えられますし、又幹事会社に一括して融資され

るケースも考えられます。

(問14) 借入れが多年度にわたる場合、融資契約はどうなりますか。

(答) 事業団の予算全体が單年度主義に基づいて組まれていますから、融資契約できるのは原則として1年分だけで、多年度にわたる事業の場合は、これを1年1年に区切って初年度分、次年度分、3年度分というように毎年契約していくわけです。ただし、融資承諾は3年を目途に、一括してこれを行なっていますから、実質的には問題はないでしょう。

(問15) 進出企業が、本体事業について、日本輸出入銀行、海外経済協力基金等からの融資を受けず自己資金のみで行っている場合、その関連施設整備事業に対して事業団の融資は受けられるのですか。

(答) 事業団法上、本体事業について、日本輸出入銀行

海外経済協力基金等から融資をうけていることが前提条件となっていますので、それがない場合には、事業団の融資は受けられません。

(問19) 諸貸相談をするには、どこに行ったらよいのでしょうか。

(答) 事業団本部（企画課、社会開発計画課、農業投融資課、林業投融資課、鉱工業投融資課）、あるいは国内支部・海外支部／事務所にご相談下さい。

(問20) 事業団から融資を受けようにも事業の内容が十分煮詰まっていない場合どうしたらよいでしょうか。

(答) 事業団は、長期・低利の資金を供給するだけではなく、これを補完する業務として融資対象事業に対し、整備する施設の経済効果あるいは技術的な可能性について必要な調査を行っていますので、これを利用して事業計画の内容を煮詰めることができます。

(問21) 事業団の融資制度に関連して実施される調査の内容を詳しく説明して下さい。

(答) まず関連施設整備事業に関する調査ですが、これは開発事業体が整備する施設が単にその事業の活動に役立つばかりでなく、地域社会の発展や住民の福祉向上に貢献するかどうか、また、費用と経済効果算はどうか等、より大きな国際協力効果をもたらすよう開発事業体、若しくは本邦法人等の要請に基づき調査・分析するものです。

試験的事業に関する調査は、開発事業の具体的可能性のある地域について、相手国政府等の開発計画との関連等を考慮しつつ、開発事業実施の諸条件を明らかにし、基本計画を作成するためのもので、この調査も本邦法人等からの要請に基づき行なっています。

なお、これらの調査に必要な経費は全額事業団が負担します。

(問22) 事業団から融資を受けて事業を行う際に現地に技術がないため事業がうまく行かない場合がありますが、この場合どうしたらよいですか。

(答) 事業団としては投融資を補完する意味で、融資先の要請に基づき、開発事業に対し専門家を派遣したり、現地企業から研修員を受け入れたりして事業の実施に側面的に協力することができますので、これを活用して下さい。その具体例は次の通りです。

(1) 開発協力専門家派遣

| 開発事業名 | 国名 | 指導内容 |
|----------------|------------|-------------------------------------|
| 養鶏試験事業 | ブラジル | 鶏の育成改良 |
| オーランベイ 林業開発 | パプア・ニューギニア | 熱帯雨林（特に山岳地帯における伐採、集材等造林行程の管理及び造林技術） |

(2) 開発協力研修員受け入れ

| 開発事業名 | 国名 | 研修内容 |
|--------|--------|-----------------|
| 農業試験事業 | ブラジル | 肉牛、豚の繁殖と飼育 |
| 桑草栽培事業 | インドネシア | 生糞用作物の収穫後の調整技術。 |

(問23) 専門家派遣および研修員受入の費用負担はどうな
っていますか。

(答) 開発協力専門家の派遣については、開発事業に対
して、事業団の投融資との関係及び技術指導の内容
如何により、事業団が所要経費（現地業務費、例え
ば消耗品費、交通費、傭人費等は申請者負担となり
ます）の全額、 $\frac{3}{4}$ 、 $\frac{1}{2}$ を負担するもの及び申請
者全額負担とに分かれています。

開発協力研修員受入については、一率に航空費の
 $\frac{1}{2}$ を申請者が負担し、残額は事業団が負担します。

